

高齢者带状疱疹ワクチン接種
期限までに接種してください

今年度、带状疱疹ワクチンの定期接種対象の方で、接種を希望する方は市へ申請し、期限までに接種してください。

《接種の流れ》

市へ申請後、接種券を送付しますので、対象の医療機関に予約し接種を受けてください。

《接種期限》 2027年3月31日(水)

※予約から接種までに数週間を要する場合がありますので、余裕を持って医療機関へ申し込んでください。

※2回接種が必要な組換えワクチンの場合は、2か月間接種間隔が必要です。計画的に1回目の接種を終えてください。

《対象者》

接種日当日に本市に住民票がある方で、下記のいずれかに該当する方が対象です。

- 2026年度中に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
- 60歳から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に該当する方

《自己負担金》

- 生ワクチン「ピケン」(1回接種)・・・4,000円
- 組換えワクチン「シングリックス」(2か月間隔で2回接種)・・・11,000円×2回

《接種場所》 送付済みの書類に記載しています。

高齢者ワクチン接種
ワクチン接種券を送付しました

対象の方には、9月下旬に接種券を送付しています。対象の方で接種券が届いていない方や、新たに本市に転入した方は問い合わせてください。

2027年2月2日(火)から4月1日(木)の間に65歳になる方には12月中旬に新型コロナウイルスワクチンの接種券を送付します。

《対象者》

※接種当日に本市に住民票がある方で、下記のいずれかに該当する方

- 接種当日に65歳以上の方(接種期間中に65歳になる方は、誕生日の前日から接種できます)
- 接種当日に60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫機能のいずれかに障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に該当する方

《自己負担金》

- インフルエンザワクチン・・・無料
- 新型コロナウイルスワクチン・・・4,700円

※生活保護世帯の方は、自己負担はありません。

《接種回数》

1回

《接種期限》

- インフルエンザワクチン・・・2027年1月31日(日)
- 新型コロナウイルスワクチン・・・2027年3月31日(水)

《接種場所》

送付済みの書類に記載しています。

問健康推進課 健康推進係
☎お太助フォン 42-5633 📠47-1282

問健康推進課 健康推進係
☎お太助フォン 42-5633 📠47-1282

健康づくりと介護予防

はっらっ健康教室

教室内容

健康づくりと介護予防の
ための筋力維持・強化運動

対象

65歳以上で、医師から
運動制限を受けていない方

※水分補給のための飲み物を持ってきてください。
※美土里会場に参加する方は屋内シューズを
持ってきてください。

開催時間

13:30～15:30

申込

不要

参加費

無料

〈11月の開催日程〉

マルシンクリスタルアージュ大ホール	6日(金)
	11日(水)
八千代文化施設フォルテ文化ホール	25日(水)
美土里生涯学習センターまなび文化ホール	17日(火)
高宮田園パラッツォ大交流室	4日(水)
甲田文化センターミューズ多目的ホール	13日(金)
	18日(水)
向原生涯学習センターみらい文化ホール	10日(火)

問健康推進課 健康推進係 ☎お太助フォン 42-5633

国民健康保険の医療費通知

国民健康保険の医療費負担の仕組みや、健康に関する認識を深め、医療機関などの診療報酬の不正請求を防止するため、医療機関などを受診した世帯全員の医療費総額を記載した医療費通知を送付しています。

■医療費控除の申告に利用できます

下記の場合は、領収書などで金額を確認し「医療費控除の明細書」に補記が必要です。

- 精神科を受診した場合(プライバシーに配慮し記載されません)
- 県外の医療機関を受診した場合(一部診療機関名が記載されていないことがあります)
- 医療機関から国民健康保険への請求が遅れるなどの理由で、一部の受診が記載されていない場合
- 通知に記載されている患者負担額と実際の負担額が異なる場合(公費負担医療や高額療養費などを利用した場合)

■医療費通知の
送付時期

送付月	対象診療月
2027年2月上旬	1月～10月診療分
2027年3月上旬	11月・12月診療分

通知が届く前に確定申告をする場合は、医療機関
などの領収書で計算してください。

※医療費控除の申告に関しては、税務署に問い合わせてください。

マイナポータルで
医療費通知情報を取得できます

マイナンバーカードを健康保険証として登録すると、マイナポータルで公的医療保険に係る本人の医療費通知情報を確認できます。代理人として設定すれば家族分も確認することができます(家族の方もマイナンバーカードを取得している必要があります)。

※毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。

※確定申告に利用する1月から12月までの医療費通知情報は、原則2月9日に一括で取得可能になります。



◀マイナポータルで取得できる情報
マイナポータル「よくあるご質問」
Q.医療費通知情報ではどのような情報が閲覧できますか。



◀医療情報の確認
マイナポータル「わたしの情報について」



◀代理人設定の操作説明
マイナポータル「01 代理人を新規登録する」

問保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619



国民年金のあれこれ

日本年金機構ホームページ▶



「障害基礎年金」受給の条件

病気やけがで生活や仕事が制限されるときに受け取ることができる「障害年金」のうち、病気やけがで初めて医師の診療を受けた時点で国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」を請求できます。

障害基礎年金額(2026年)

1級

年額1,059,125円

[1956年4月1日以前に生まれた方／年額1,056,125円]

2級

年額847,300円

[1956年4月1日以前に生まれた方／年額844,900円]

受給条件

※全てに該当する
方が対象です。

●障害の原因となった病気やけがの初診日が下記のいずれかの間にあること

- 国民年金加入期間
- 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

●初診日の前日において、次のいずれかの保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が全体の3分の2以上
- 初診日において65歳未満で、初診日の月の前々月からさかのぼって1年間、保険料の未納がない
※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、保険料納付要件は不要です。

●国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級に当たる障害がある方

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107